

公費解体と費用償還の概要

令和7年9月5日牧之原市台風15号に伴う竜巻等災害

令和7年10月20日
牧之原市 市民生活部 環境課

制度の目的

令和7年台風15号に伴う竜巻により損壊した市内の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次被害の防止を図るため、**解体及び撤去を支援する**ものです。



「公費解体」と「費用償還」

以下の2つの制度のいずれかを用いることができます。

制度	特徴	留意点
公費解体制度	市が事業者へ委託し、解体に取り掛かるため、対象となる部分については、一時的にも費用負担がありません。	解体作業の実施まで時間を要します。
費用償還制度	自身で事業者と契約していただくため、早く解体作業を実施できます。	- 解体時に一時的な費用負担が発生します。 - 全額償還されない場合があります。 - 費用が償還されるまでに時間を要します。

公費解体制度

令和7年台風15号に伴う竜巻により損壊した市内の被災家屋等について、該当物件所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、災害廃棄物として解体及び撤去する制度です。



公費解体の対象となる方

発災日（令和7年9月5日）時点において、被災家屋等を所有している方

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

※地域公民館など地域住民の所有物についても対象となります。

費用償還制度

令和7年台風15号に伴う竜巻により損壊した市内の被災家屋等について、既に解体・撤去を実施済みの方、これから解体工事を発注する方を対象に、

解体・撤去に要した費用を償還する制度です。

費用償還の対象となる方

令和7年9月5日以降に、
被災家屋等の解体工事の契約を締結した方

※発災日以降に相続等により所有権が移転した場合は、所有権移転後の所有者も申請可能です。

公費解体・費用償還制度 の対象について

制度の対象となる解体

被災家屋等の**建物全体を解体するもの**が対象です。
リフォームに伴う解体や、屋根・外壁など建物の一部を
解体する場合は対象外です。



公費解体・費用償還制度の対象

災害の指定による制度の対象について

【激甚災害**全壊**の場合】



解体費 ○



運搬費 ○



処分費 ○

【激甚災害**半壊**の場合】



解体費 ✕



運搬費 ○



処分費 ○

※災害の指定は内閣総理大臣が指定します。

対象となる中小企業、公益法人等の範囲について

○中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。)で、下表のいずれかに該当する企業者です。

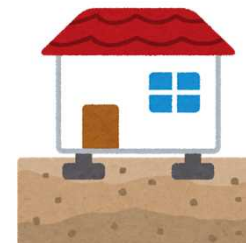
業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

○公益法人等とは、以下のような法人等をいいます。

□学校法人 □宗教法人 □医療法人 □一般社団法人 など

対象となる家屋等①

○ 被災した家屋



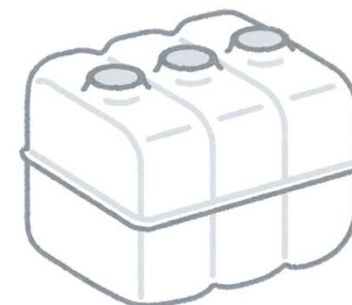
□罹災証明書で「**全壊**」「**大規模半壊**」「**中規模半壊**」「**半壊**」と判定された家屋とその基礎

※罹災証明書は社会福祉課で申請可能です。判定により対象となる費用等が変わります。

□家屋に付属する浄化槽・便槽など

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象。

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。



対象となる家屋等②

○ 被災した事業用建物等



- 被災証明書にて被害が確認でき、市の現地調査にて「**半壊**」以上の損壊程度と判断され、かつ生活環境保全上解体・撤去が必要と認める、**中小企業または公益法人等の事務所等とその基礎**

・アパート ・貸家 ・事務所 ・工場 ・倉庫 ・店舗 ・地域で所有する施設(集会所) など

- 事務所等に付属する浄化槽・便槽
(事務所等と一体的に解体する場合のみ対象)

※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。

対象となる家屋等③

○ その他

☐ カーポートとその基礎部分

※住宅と一体的に解体する場合のみ対象

※敷設物を一緒に解体可能ですが、範囲は最小限とする。



☐ 被災家屋内に流入・漂着した災害等廃棄物 (土砂混じりのガレキ含む)

※倒壊の危険性などにより、事前の撤去が困難な場合のみ対象。

対象とならない解体・撤去物

【その他】

□単独で解体する合併浄化槽・単独浄化槽・便槽、カーポート

□地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物

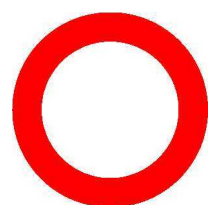
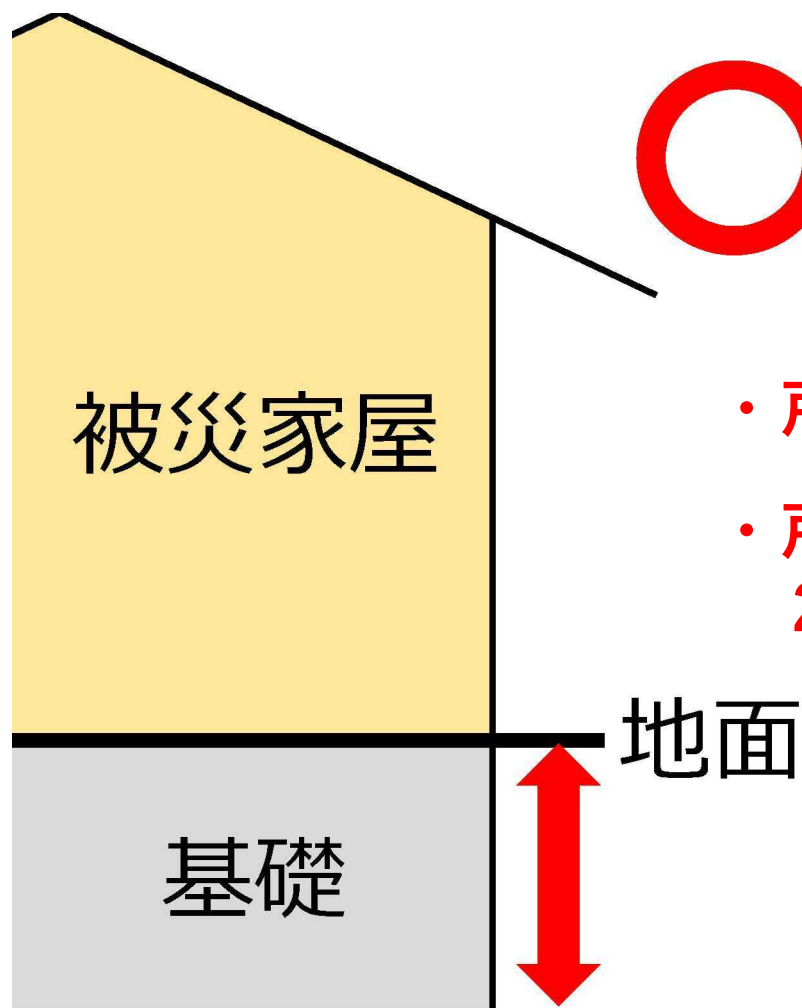
□アスファルト舗装・砂利などの敷設物

□ブロック塀・よう壁(土留め壁)・庭木・庭石 など

※被害状況や解体工事への支障を確認したうえで解体の対象となる場合があります。

※解体後に客土(外からの土の持込み)による整地はしません。

被災家屋等の解体の対象範囲①

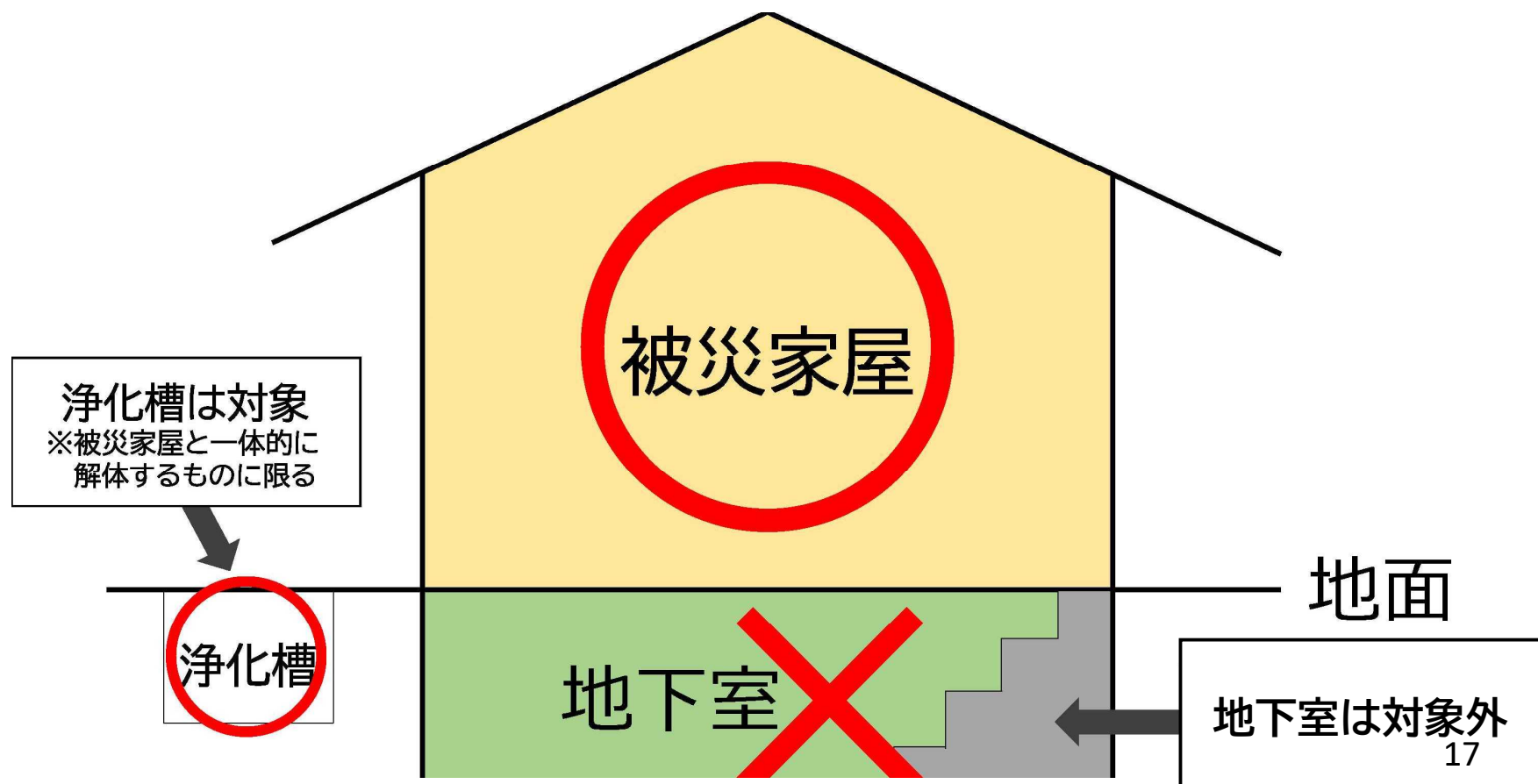


被災家屋等の**基礎**は、
解体・撤去の対象となります。

- ・戸建て住宅は、3階建て以下の建物
- ・戸建て住宅以外の建築物は、
2階建てかつ高さ10m以下の建築物

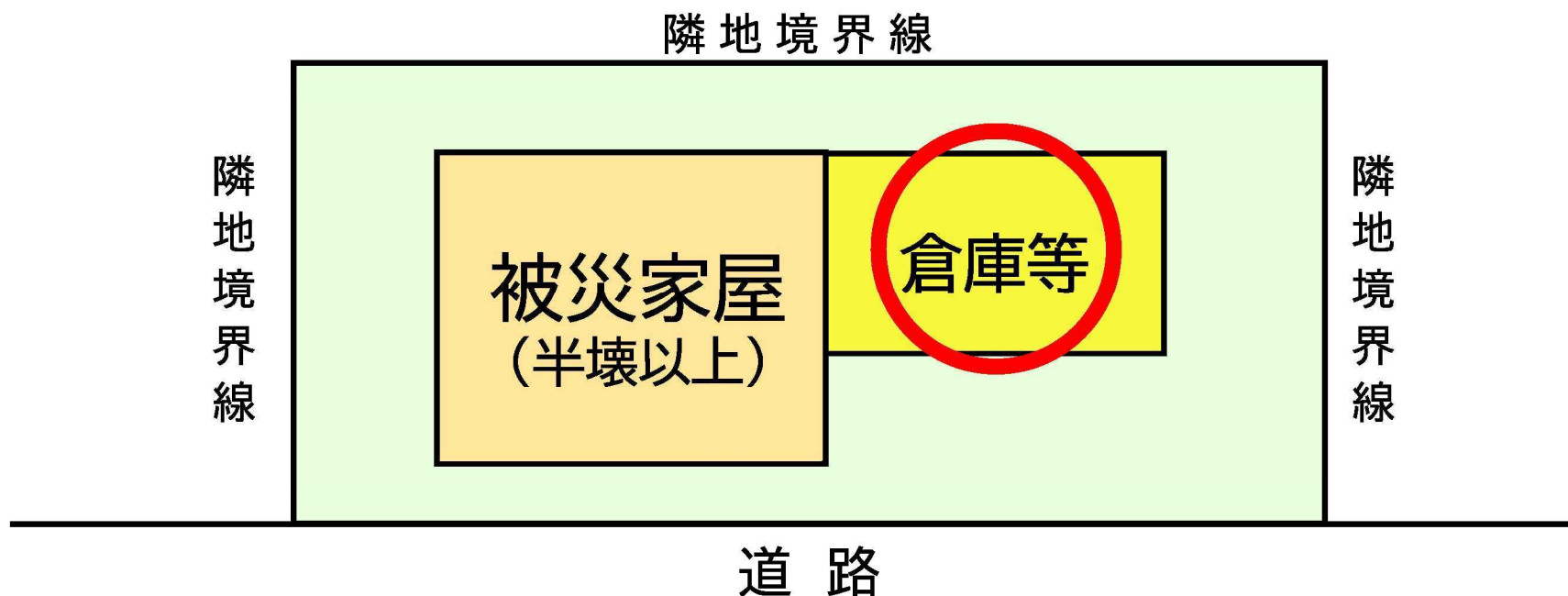
被災家屋等の解体の対象範囲②

【地下埋設物の解体の対象範囲について】



被災家屋以外の対象建築物 参考図①

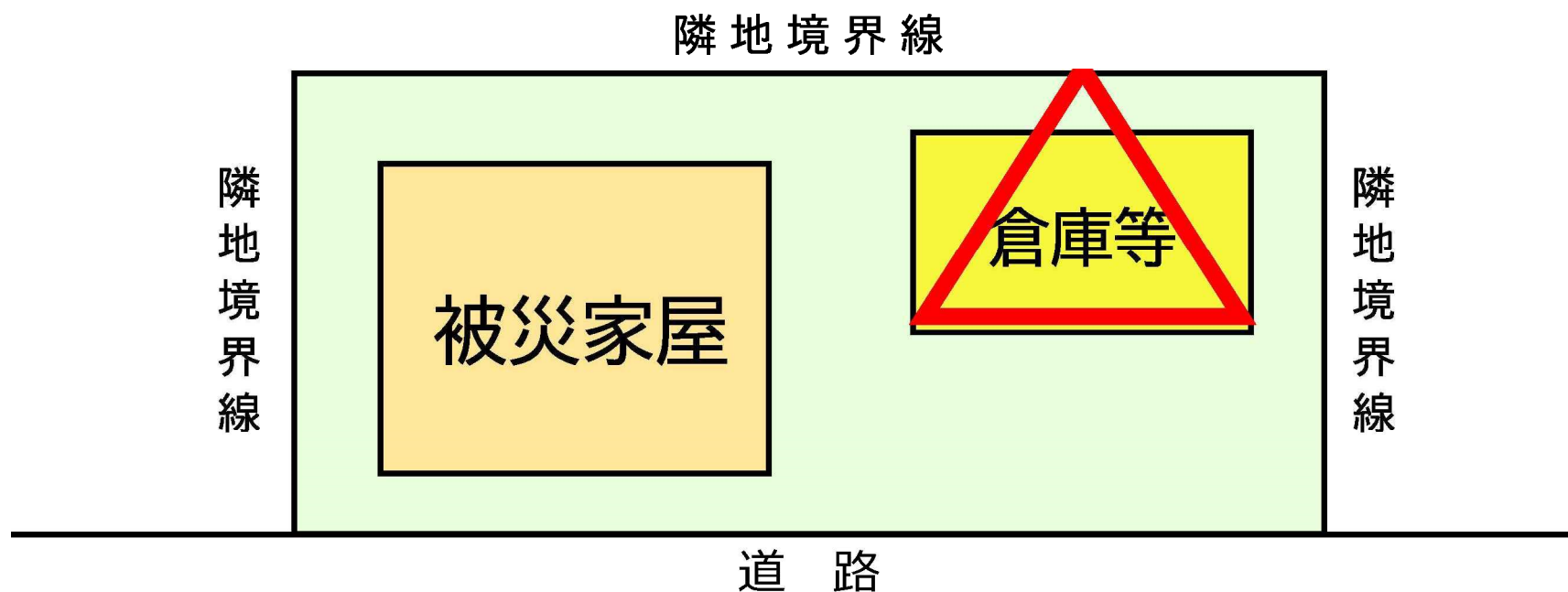
【被災家屋に倉庫等が隣接している場合】



○判定を受けていない倉庫等の建物について、被災家屋と隣接(屋根が接続等)しており、被災家屋の解体に支障がある場合は被災家屋と一体的に解体します。

被災家屋以外の対象建築物 参考図②

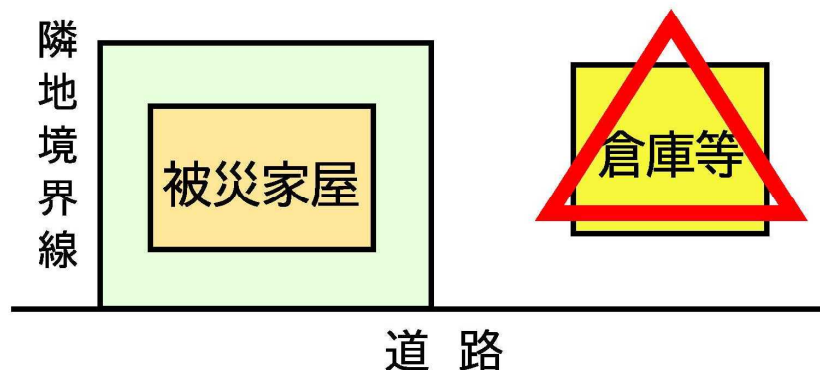
【被災家屋と倉庫等が離れている場合】



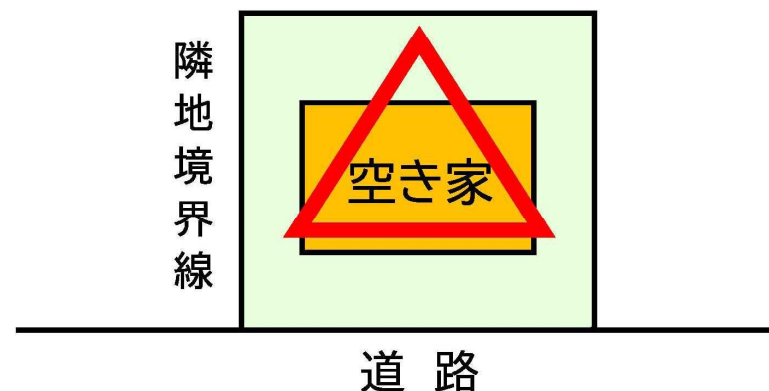
○被災家屋と離れた位置にある倉庫等を単体で解体する場合は、
半壊以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合
にのみ解体の対象となります。

被災家屋以外の対象建築物 参考図③

【被災家屋の敷地外にある
倉庫等の場合】



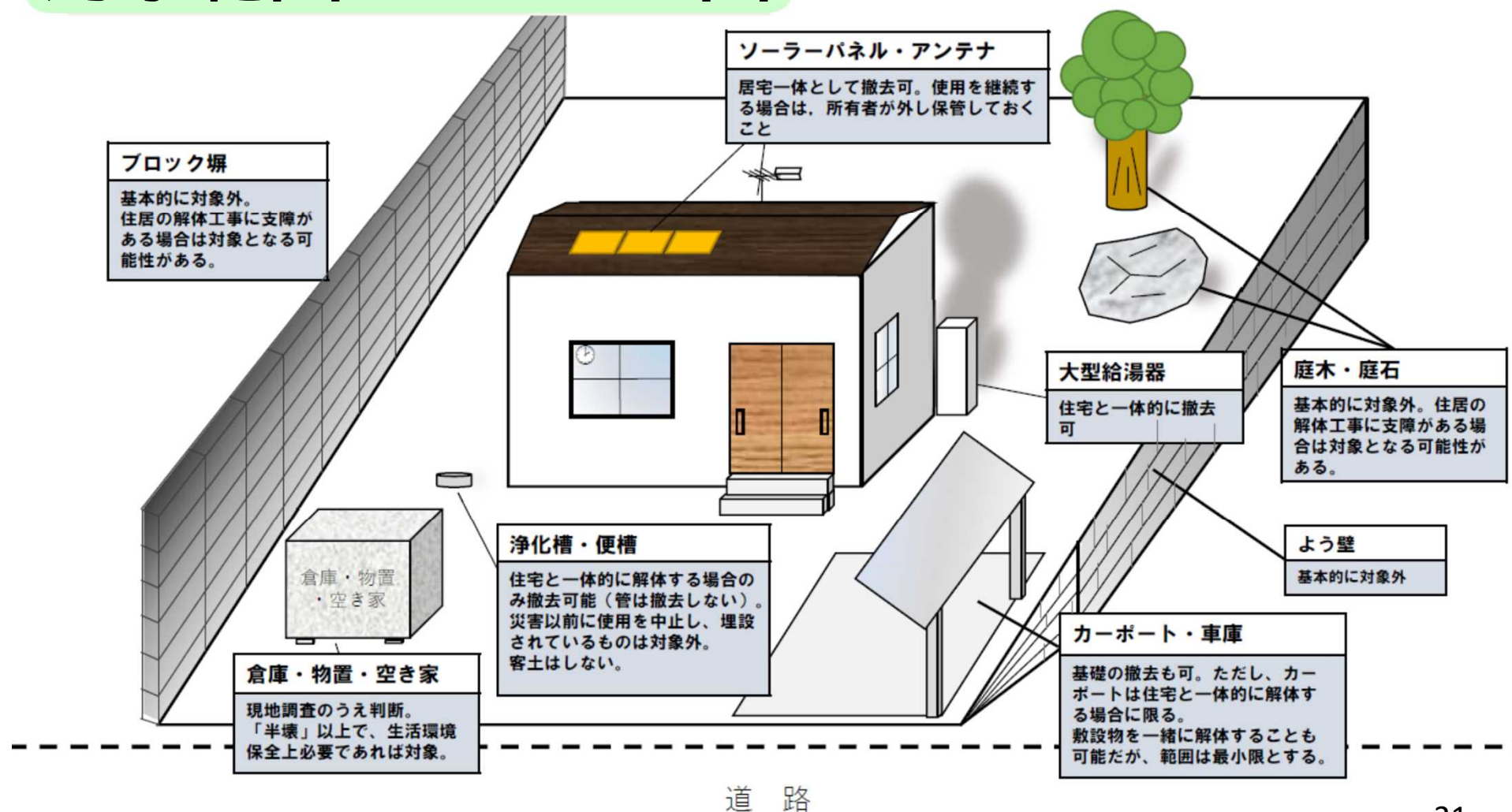
【空き家の場合】



○どちらの場合も、半壊以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められる場合にのみ解体の対象となります。

公費解体・費用償還制度の対象

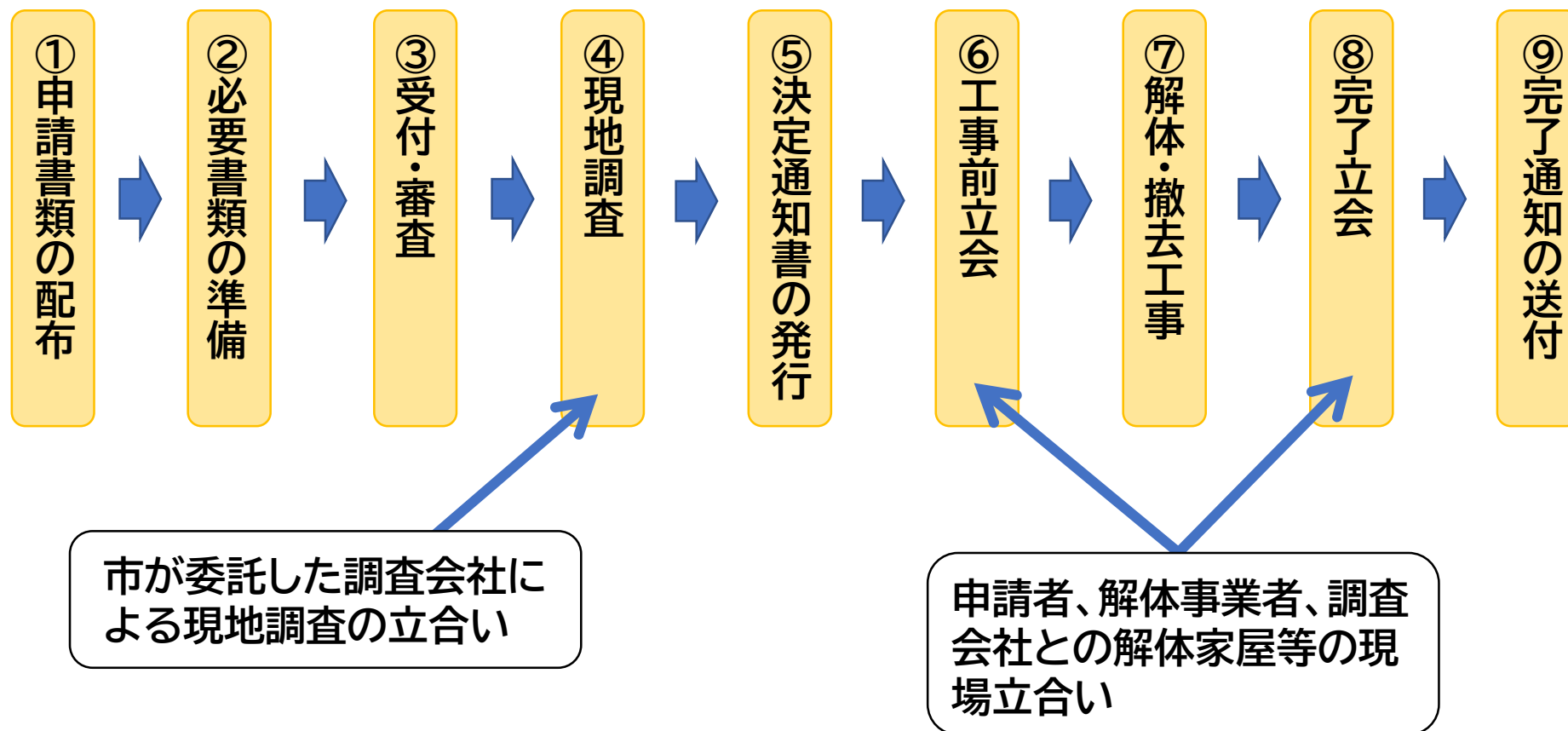
対象範囲のイメージ図



公費解体の受付～解体・撤去 までの流れについて

公費解体制度について

公費解体 受付～解体・撤去までの流れ



受付～解体・撤去までの流れ①② **【公費解体】**

①申請書類の配布

制度の準備中です。大変申し訳ございませんが、受付開始までお待ちください。

②必要書類の準備

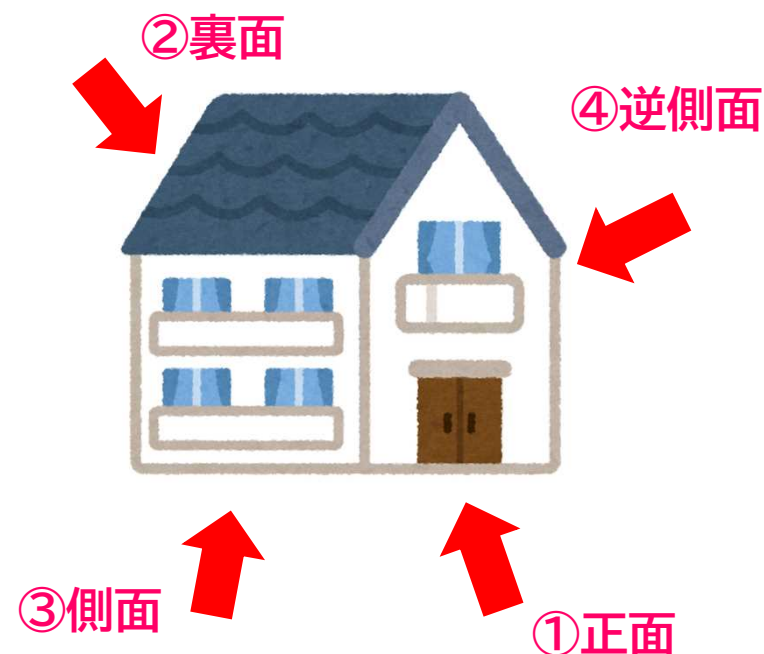
- ◆公費解体の申請に係る必要書類をご準備ください。
- ※写真の撮り方は次項のとおり

受付～解体・撤去までの流れ②-1 【公費解体】

写真について

現時点での解体を希望される家屋、倉庫等の写真を必ず撮っておいてください。ピンボケなど写りが悪い場合もあるため、なるべく多くの写真を撮っていただき、申請に必要な様式3の写真については、4方向から家屋、倉庫等の全体が写るようにお願いします。

※写真の撮り方は【自費解体】も同じ
【注意】ただし、自費解体は工事中や工事後の写真も必要となります。



受付～解体・撤去までの流れ③④ 【公費解体】

③受付・審査(事前予約制)

制度の準備中です。大変申し訳ございませんが、受付開始までお待ちください。

④現地調査

- ◆解体・撤去する建物等を確定するため、現地調査を行います。
- ◆市の委託業者から事前に現地調査の連絡が入りますので、ご承知おきください。

受付～解体・撤去までの流れ⑤ 【公費解体】

⑤決定通知書の発行

調査結果により解体・撤去の可否を判断し、次のいずれかの決定通知書を発行します。

◆被災家屋等の解体・撤去決定通知書

◆被災家屋等の解体・撤去不決定通知書

…不決定理由を記載します。

※決定通知書及び不決定通知書は郵送します。

受付～解体・撤去までの流れ⑥ 【公費解体】

⑥工事前立会

- ◆申請者、解体事業者、牧之原市(市の委託業者)の立会いのもと、現地において撤去範囲の確認や解体方法、作業の流れ等を決定します。
- ◆市の委託業者から工事前立会日の連絡が入りますので、申請者の方は立会いをお願いします。
- ◆立会時に工事着手日を確定します。

※やむを得ず解体・撤去を取りやめたい方は「取下書」の提出が必要です。
工事着手の7日前までに提出してください。
お手数ですが、牧之原市役所環境課まで取下書をご持参ください。

受付～解体・撤去までの流れ⑦ 【公費解体】

⑦解体・撤去工事

- ◆解体事業者から工事開始日の連絡が入ります。
- ◆工事開始日に立会いの必要はありません。
- ◆解体・撤去工事を実施する前には、近隣の方へ周知を行ってください。
- ◆工事開始日までに、家財の取り出しや、ごみの処分を行ってください。

※解体・撤去時期の指定はできません。

受付～解体・撤去までの流れ⑧⑨ 【公費解体】

⑧完了立会

- ◆解体・撤去工事の完了後、現場で立ち会って完了を確認していただきます。

⑨完了通知の送付

- ◆市から被災家屋等解体・撤去完了通知書を郵送しますので、記載内容(被災家屋等の所在、概要及び解体完了日等)をご確認ください。

解体・撤去にあたってのお願い【公費解体】

★解体作業にあたり近隣の方々に対して解体による振動・騒音・ほこりが発生することの十分周知・説明を行い、以下に該当する場合は、関係者の同意を得てください。

◇隣接地を掘削する必要がある場合

◇家屋等の解体作業時に隣接地に侵入する必要がある場合

◇隣接地内に保護ネットの足場を設置する場合 など

※同意書が必要な場合、同意書を役場に提出するまで解体工事は着手しません。

★工事着手日の前までにお引越しを済ませてください。

◇工事着手日までに、原則としてお引越しが終わっていることが必要です。

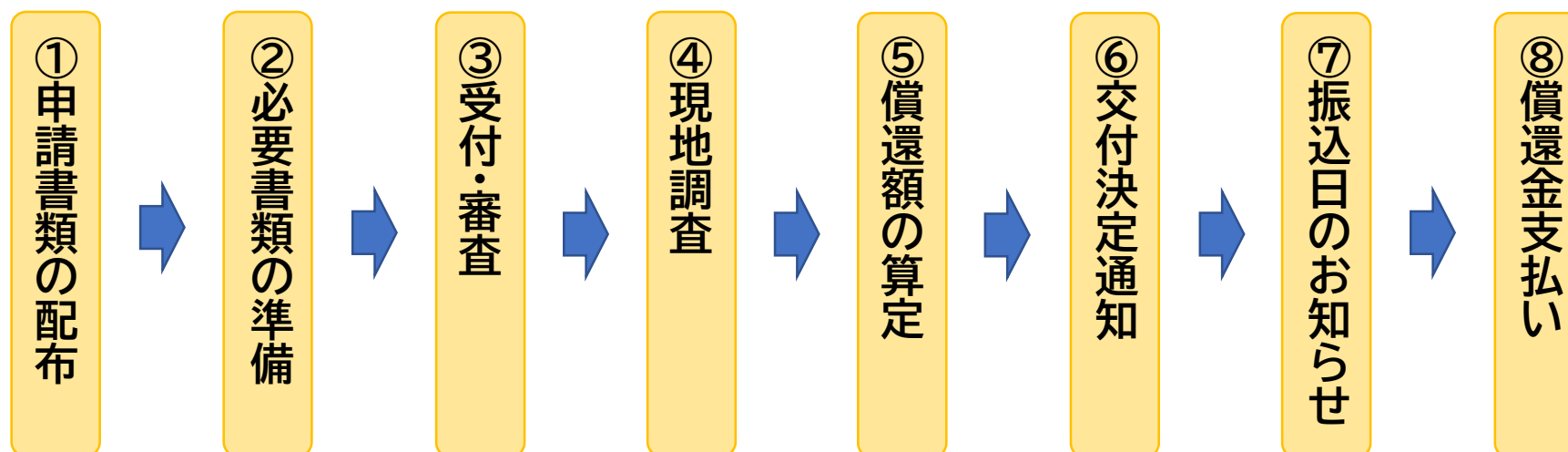
◇お引越しの日程が未定の方は、早急に決定願います。

自費解体後の費用償還受付～ 償還金支払いまでの流れにつ いて

自費解体を行う場合の注意

- ◆申請時に提出いただく書類には、事業者に依頼して準備していただくものがあります。必要書類が準備できるよう、**解体業許可及び産業廃棄物収集運搬許可等を所持している解体業者や建設業者へ依頼してください。**
- ◆**解体に伴い発生した廃棄物は災害廃棄物仮置場へ搬入できません。**解体を行った事業者へ処分を依頼してください。
- ◆**解体・撤去を行う前に、被災状態が確認できる証拠写真等により、社会福祉課へ、罹災証明書または被災証明書を申請してください。**

費用償還 受付～償還金支払いまでの流れ



受付～償還金支払いまでの流れ① 【費用償還】

①申請書類の配布

制度の準備中です。大変申し訳ございませんが、受付開始までお待ちください。

受付～償還金支払いまでの流れ② 【費用償還】

②必要書類の準備

- ◆自ら解体事業者に発注し、解体・撤去を完了後に代金を支払ってから書類申請になります。
- ◆すでに、罹災証明書が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」で判定されている建物等が対象になります。
- ◆撤去前の被災状態が確認できる証拠写真等により、社会福祉課へ、罹災証明書または被災届証明書を申請してください。

受付～償還金支払いまでの流れ② 【費用償還】

②必要書類の準備(解体業者に依頼して準備するもの)

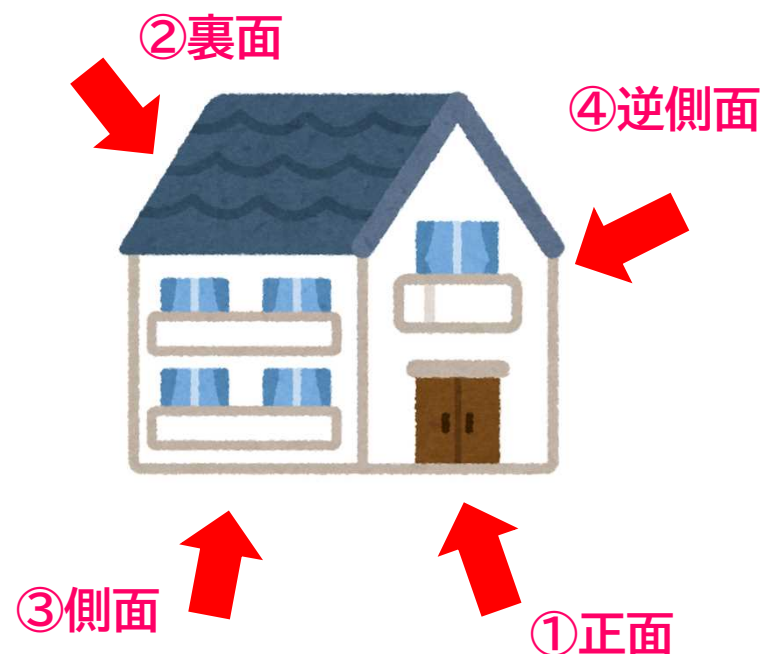
- ◆**契約書(内訳書)** → 契約金額の内訳(解体費、運搬費、処分費等の個別金額)が分かるもの。
- ◆**解体証明書、建物取り壊し証明書等** → 解体工事が完了したことを証明するもの。
- ◆**領収証** → 支払いが完了していることが確認できるもの。
- ◆**マニフェスト(産業廃棄物管理票)、計量伝票** → 解体廃棄物の処分についてわかるもの。
- ◆**被災家屋等の写真** → 解体前・解体中・解体後の写真。被災家屋等の全景が写ったもの。

受付～償還金支払いまでの流れ② 【費用償還】

写真について

現時点での解体を希望される家屋、倉庫等の写真を必ず撮っておいてください。ピンボケなど写りが悪い場合もあるため、なるべく多くの写真を撮っていただき、申請に必要な様式3の写真については、4方向から家屋、倉庫等の全体が写るようにお願いします。

【注意】解体前、解体中、解体後の写真が必要となります。



受付～償還金支払いまでの流れ③ 【費用償還】

③受付・審査

制度の準備中です。大変申し訳ございませんが、受付開始までお待ちください。

受付～償還金支払いまでの流れ④ 【費用償還】

④現地調査

◆解体撤去が行われたことを確認するため、現地調査を実施します。

※市の委託業者が敷地内に立ち入る可能性があるため、あらかじめご了承ください。
一緒に立ち会う必要はありません。

受付～償還金支払いまでの流れ⑤⑥ 【費用償還】

⑤償還額の算定

- ◆現地調査で解体が確認できれば、償還額を算定します。
- ◆市の基準により算定した積算額が、解体事業者等へ支払った金額を下回った場合の差額については、申請者のご負担となります。

⑥交付決定通知

- ◆償還金交付(または不交付)決定通知書等を送付します。

受付～償還金支払いまでの流れ⑦⑧ 【費用償還】

⑦振込日のお知らせ

◆市から振込日のお知らせを送付します。

⑧償還金支払い

◆お知らせした振込日に、ご指定の口座に交付金を入金します。

【よくあるお問い合わせ ①】

問)家屋の一部だけの解体・撤去やリフォームは対象となるか？

→対象となりません。対象は被災家屋全体を解体・撤去する場合のみです。

問)敷地内に住家と倉庫があるが、倉庫のみ解体・撤去は対象となるか？

→被災証明書により「半壊」以上かつ生活環境保全上、解体・撤去が必要と認められるものは対象となります。

問)自費解体した後の解体ごみを災害廃棄物仮置場へ搬入できるか？

→解体に伴い発生した廃棄物は**災害廃棄物仮置場へ搬入できません**。解体を行った事業者へ処分を依頼してください。

問)公費解体の前に不要な家財道具は処分するのか？

→**災害により損傷**するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は対象となります。

【よくあるお問い合わせ ②】

問)庭木・庭石や土間コンクリートは対象となるか？

→庭木・庭石の類は、解体・撤去の対象になりません。土間コンクリートは、建物内部のもの等でないと対象となりません。ただし、工事支障のため撤去の必要性があるものは対象となります。

問)ブロック塀、よう壁のみの解体・撤去は対象となるか？

→対象となりません。原則、ブロック塀やよう壁、その他の工作物のみの解体・撤去はできません。

問)同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか？

→原則として、併用できません。